

～ こども福祉医療費支給制度 ～

1 福祉医療の制度とは？

お子様が病院等にかかった際に支払われた医療費の一部を助成する制度です。

2 対象となる期間

小学校入学から

高校生世代まで（満 18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日まで）：入通院費・調剤費等を助成

※小中学生および高校生世代で市外から転入された場合は、転入された日からとなります。

※受給資格有効期間終了前に市外に転出された場合は、転出された日で有効期間は終了となります。

3 対象となる医療費

医療機関に支払われた金額のうち、健康保険の適用になっている金額

※予防接種などの保険適用外の受診料や薬の容器など健康保険法対象外の費用は対象となりません。

4 助成額について

1 ヶ月ごと、医療機関ごとに、支払われた金額から表の自己負担額を差し引いた金額が助成額となります。

診療・入院日数	1 日	2 日以上
自 己 負 担 額	800 円	1,600 円

※院外処方薬については、保険診療分で支払われた全額を助成します。

5 支給方法

①小中学生については、令和 5 年 10 月 1 日診療分から現物給付方式です。

医療機関を受診される際は、福祉医療費受給者証（黄色）を必ず窓口に提示してください（対象外の医療機関もあります）。受給者証を提示しなかったり、対象外の医療機関等で受診した場合など、現物給付による助成が受けられなかった場合は、償還払いの申請をお願いします。

②高校生世代については、償還払い方式です。

医療機関等で一部負担金を一旦お支払いいただき、後日、市へ「福祉医療費支給申請書」に一部負担金の領収証を添えて、支給申請をしていただきます。その後、市で申請内容を審査のうえ、決定した助成額を指定された口座へ振り込みます。

※支給申請書は、診療月の翌月以降に各支所市民窓口班へ提出してください。

※乳幼児は現行どおり現物給付方式です。

※学校管理下でのけが等で、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金の対象となる場合は、福祉医療費対象外です。

6 住所変更や保険変更などがあった場合について

住所・氏名・受給者・保険証・振込口座など変更があった場合は必ず変更届を提出してください。

7 就学等により市外に住所地がある場合について

本事業は原則市内に住所地がある子どもが対象です。住所地が市外にある場合は、住所地の市町村に同様の事業がないかご確認してください。住所地に助成がない場合は、学生証や在学証明書など学生であることを証明できるものを、認定申請の際に提出してください。

～ お問い合わせは ～

南島原市南有馬町乙 1023 番地 福祉保健部 こども未来課
福祉医療担当 TEL 0957-73-6652